

衆議院議員選挙区画定審議会（区割り審）の勧告について

1 勧告の内容

政府の衆議院議員選挙区画定審議会（区割り審）は、1票の格差を2倍未満に収めるように、区割りの見直しを検討してきましたが、4月19日に内閣総理大臣へ勧告された内容のうち、本市に関するものは次のとおりです。

今回、区割り審より勧告された内容

《都筑区のうち神奈川7区から8区に編入される区域》

荏田東町、荏田東一丁目～四丁目、荏田南町、荏田南一丁目～五丁目、大丸

編入される人口の合計22,626人（H27国勢調査） 投票区数 3投票区

関係自治会：荏田南連合自治会（9団体）、柚木荏田南連合自治会（3団体）、
渋沢連合自治会（5団体）、連合未加入（1団体）

※なお、この見直しにあたり、本市としては「区の分割ではなく、都筑区と緑区の行政区の入れ替え」による格差是正を県を通して区割り審に要望してまいりました。

2 今回の区割り改定による影響

	変更となる点	これまでと変わらない点
該当区域の有権者	・衆議院小選挙区選出議員選挙の投票先 神奈川7区の候補者→8区の候補者	・投票日当日の投票所 ・市議会議員、衆議院比例代表選出議員、参議院議員等、衆議院小選挙区選出議員以外の選挙に関する事
都筑区選管	・期日前投票（7区、8区の2投票所設置） ・ポスター掲示場の設置、選挙公報の配布 ・開票所※など	・市議会議員、衆議院比例代表選出議員、参議院議員等、衆議院小選挙区選出議員以外の選挙に関する事

※8区に編入される3投票所分の開票事務については今後調整

3 勧告後の対応

4月19日(水)～ 勧告後、速やかに関係者へ情報提供を開始

4月20日(木) 都筑区選管と対応協議

4月21日(金) 都筑区連合町内会長会議に出席、勧告内容と経緯等を説明

勧告に基づいた公職選挙法改正案は5月16日に閣議決定され、同日国会に提出されています。法案が成立して新たな区割りが施行された後、速やかに、地域への説明等について都筑区と協議し、丁寧かつ適切に対応してまいります。

横浜市都筑区・港北区

H27日本国民の人口

- ⑦ 526,149
- ⑧ 507,057

横浜市都筑区 ⑦ 186,750
 ⑧ 22,626

有葉区

